

茨城県報

第6019号

昭和47年 5 月 29 日

月 曜 日

(明治35年 3 月 17 日
第三種郵便物認可)

目 次

規 則

- 猿島郡岩井町が岩井市となるに伴う関係条例の整理に関する条例の施行期日を定める規則 (文書課) ページ
1

告 示

- 水戸市内にあらたに生じた土地の確認 (地方課) 2
●三村農業協同組合営水内地区土地改良事業の縦覧 (農地管理課) 2
●共同施行上岡谷津地区土地改良事業の縦覧 (") 2
●土地改良事業の認可 (4 地区) (") 3
●市町村営土地改良事業の認可 (2 地区) (") 3
●小張地区換地計画の縦覧 (") 3
●古内地区換地計画の縦覧 (") 4
●土地改良区の定款変更 (4 件) (") 4
●竜ヶ崎牛久都市計画公園事業の認可 (計画第一課) 5
●道路位置の指定 (建築住宅課) 5
●小谷沼土地改良区役員の就任 (下館土地改良事務所) 6

公 告

- 開発行為の工事完了 (建築住宅課) 6
●土地立ち入り測量 (用地室) 6

(地方労働委員会)

- あつせん員候補者の委嘱 7

規 則

茨城県規則第34号

猿島郡岩井町が岩井市となるに伴う関係条例の整理に関する施行期日を定める規則を次のように定める。

昭和47年 5 月 29 日

茨城県知事 岩 上 二 郎

猿島郡岩井町が岩井市となるに伴う関係条例の

整理に関する条例の施行期日を定める規則

猿島郡岩井町が岩井市となるに伴う関係条例の整理に関する条例 (昭和47年茨城県条例第25号) の施行期日は、昭和47年 6 月 1 日とする。

告 示

茨城県告示第527号

地方自治法第9条の5第1項の規定に基づき水戸市の区域内にあらたに生じた次の土地を確認した旨、同市長から届け出があつた。

昭和47年5月29日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 埋 立 場 所 水戸市平須町字新田1827番及び水戸市笠原町字新山974番
- 2 面 積 63,845 m^2

茨城県告示第528号

三村農業協同組合から昭和47年3月6日付で認可申請のあつた水内地区土地改良事業は適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条第3項において準用する同法第8条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和47年5月29日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 縦覧に供する書類
 - (1) 水内地区土地改良事業計画書写し
 - (2) 土地改良事業施行現約の写し
- 2 縦 覧 の 期 間
昭和47年6月3日から昭和47年6月23日まで
- 3 縦 覧 の 場 所
石岡市役所

茨城県告示第529号

久慈郡大子町大字上岡880番地藤田郡一ほか5名から昭和46年3月26日付で認可申請のあつた上岡谷津沢地区土地改良事業(共同施行)は適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条第3項において準用する同法第8条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和47年5月29日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 縦覧に供する書類
 - (甲) 上岡谷津沢地区土地改良事業共同施行規約の写し
 - (イ) 上岡谷津沢地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦 覧 の 期 間
昭和47年6月2日から昭和47年6月22日まで

3 縦覧の場所

大子町役場

茨城県告示第530号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第46条第6項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の土地改良事業を認可したので、同法第48条第8項の規定により公告する。

昭和47年5月29日

茨城県知事 岩 上 二 郎

土 地 改 良 区	実 施 地 区	申 請 年 月 日	認 可 年 月 日
吉田用水土地改良区	八千代石下地区	昭和46年8月30日	昭和47年5月19日
八俣幸島土地改良区	八 俣 地 区	昭和47年2月28日	昭和47年5月20日
吉田用水土地改良区	岡 田 地 区	昭和46年7月1日	昭和47年5月22日
河 間 土地改良区	養 蚕 南 部 地 区	昭和46年12月28日	同 上

茨城県告示第531号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の土地改良事業を認可したので同法第96条の2第7項の規定により公告する。

昭和47年5月29日

茨城県知事 岩 上 二 郎

事 業 主 体 名	実 施 地 区 名	申 請 年 月 日	認 可 年 月 日
石 下 町	崎 房 地 区	昭和46年10月26日	昭和47年5月19日
下 妻 市	古 沢 地 区	昭和47年2月14日	同 上

茨城県告示第532号

昭和47年3月22日付で認可申請のあつた福岡堰土地改良区・小張地区の換地計画については適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条の2第4項において準用する同法第8条第5項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和47年5月29日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧の期間

昭和47年6月5日から昭和47年6月26日まで

3 縦覧の場所

伊奈村役場

茨城県告示第533号

昭和47年4月10日付で認可申請のあつた常北町古内土地改良区・古内地区の換地計画については適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条の2第4項において準用する同法第8条第5項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和47年5月29日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧の期間

昭和47年6月5日から昭和47年6月26日まで

3 縦覧の場所

常北町役場

茨城県告示第534号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので公告する。

昭和47年5月29日

茨城県知事 岩 上 二 郎

土 地 改 良 区 名	申 請 年 月 日	認 可 年 月 日
吉 田 用 水 土 地 改 良 区	昭和47年2月21日	昭和47年5月19日
山 川 沼 土 地 改 良 区	昭和47年3月10日	同 上
大 野 土 地 改 良 区	昭和47年4月22日	昭和47年5月22日
鹿 島 湖 岸 南 部 土 地 改 良 区	昭和47年5月8日	同 上

茨城県告示第535号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定により、次のように告示する。

昭和47年5月29日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 施行者の名称 竜ヶ崎 市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
竜ヶ崎・牛久都市計画公園事業、竜ヶ崎都市計画2, 2, 2横町児童公園
- 3 事業施行期間 昭和47年5月29日から昭和48年3月31日まで
- 4 事業地 竜ヶ崎市字横町

茨城県告示第536号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和47年5月29日

茨城県知事 岩 上 二 郎

A

番 号	指定年月日	指 定 の 位 置	道路幅員及び延長	
			幅 員 (m)	延 長 (m)
1	47. 5. 29	土浦市大岩田字六十原2318—5, 2319—4	4.00	35.00

B

1	47. 5. 29	土浦市大字木田余字浅間下4897—1	4.00	23.50
---	-----------	--------------------	------	-------

C

1	47. 5. 29	鹿島郡鹿島町大字平井字押合1128—149, —150	6.00	35.80
2	〃	稲敷郡茎崎村大字高崎字高見原2303—556, —576, —577, —578, —579, —580, —581, —582, —583, —584, —585, —588,	4.50	90.30
		—589, —590, —592, —593, —594	4.00	18.60

茨城県告示第537号

水海道市菅生町2961番地に事務所をおく小谷沼土地改良区から、次のとおり役員が就任した旨届け出があつたので、土地改良法第18条第16項の規定により公告する。

昭和47年5月29日

茨城県下館土地改良事務所長 銭 谷 守 雄

就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
水海道市守谷町3438	理 事	染 谷 祐 司	

公 告

●開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定にもとづき、次の地域の工事が昭和47年4月7日に完了したことを公告する。

昭和47年5月29日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 工事を完了した施行地区の地域の名称

新治郡千代田村大字下稲吉字逆西3429番の1, 同番の2, 同番の3, 3444番の2, 同番の4, 同番の5

2 事業主の氏名及び住所

新治郡千代田村大字下稲吉3453番の2

君 崎 一 郎

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和47年5月29日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 起業者の名称 茨 城 県

2 事業の種類 県道石岡笠間線道路改良工事

3 立ち入ろうとする土地の区域

笠間市大字笠間字大町, 字榊形, 字宝持寺前, 字高橋裏及び字大和田地内

4 立ち入ろうとする期間

昭和47年6月7日から昭和47年7月31日まで

(地 方 労 働 委 員 会)

●あつせん員候補者の委嘱

茨城県地方労働委員会は、労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第10条の規定により、昭和47年5月1日付をもつてあつせん員候補者を次の名簿のとおり委嘱したので、労働関係調整法施行令(昭和21年勅令第478号)第4条の規定に基づく労働委員会規則(昭和24年中央労働委員会規則第1号)第60条第1項の規定によりこれを公告する。

昭和47年5月29日

茨城県地方労働委員会

会長 大 谷 政 雄

あ つ せ ん 員 候 補 者

氏 名	生年月日	現 職	経 歴	住 所
大 谷 政 雄	明 36. 6. 15	弁 護 士	県地方労働委員会会長 公益委員 22期 茨城地方労働基準審議 会会長	水戸市宮町2丁目 3—4 水戸(31)3141 (事務所)
桜 井 武 雄	明 41. 6. 14	茨城大学講師	県地方労働委員会会長 代理 8期 公益委員 19期	新治郡八郷町大增 水戸(26)1621 (大学)
岡 山 忠 光	大 8. 4. 1	弁 護 士	茨城地方経済調査庁総 務課長 県地方労働委員会公益 委員 8期	水戸市南町2丁目 5—1 水戸(21)3978 (事務所)
山 本 吉 人	昭 4. 5. 17	茨城大学助教授	茨城大学講師 県地方労働委員会公益 委員 5期	水戸市赤塚町406 水戸(26)1621 (大学)
小 林 正 次	明 41. 12. 23	無 職	県監査委員 県地方労働委員会公益 委員 1期	水戸市東原2丁目 9—22 水戸(25)1061 (自宅)
浅 野 富 保	大 9. 10. 2	県 労 連 議 長	県労連事務局長 県地方労働委員会労働 者委員 2期	水戸市新原2丁目 7—44 水戸(21)7178 (県労連)
城 地 豊 司	昭 2. 7. 30	県 労 連 事 務 局 長	日立日立工場労組執行 委員長 県地方労働委員会労働 者委員 2期	日立市会瀬町4丁目 15—1 水戸(21)7178 (県労連)
鮎 沢 保 親	大 13. 3. 29	日立製作所労働組 合多賀支部執行委 員長	県労連副議長 県地方労働委員会労働 者委員 2期	常陸太田市堅磐町260 多賀(33)4108 (組合)
和 地 勘五郎	大 10. 7. 7	茨城交通労働組合 執行委員長	茨城交通労働組合副執 行委員長 県地方労働委員会労働 者委員 1期	勝田市市毛514—4 水戸(25)2261 (組合)

齋 藤 秀 雄	大 10. 3. 10	日立鉦山労働組合 執行委員長	日立鉦山労働組合副執 行委員長 県地方労働委員会労働 者委員 1期	日立市宮田町2— 3—3—202 日立(22)0111(組合)
堀 川 克 治	明 40. 9. 27	茨城県経営者協会 専務理事 事務局長	県地方労働委員会使用 者委員 18期	水戸市上水戸4丁目 3—7 水戸(21)5301(協会)
山 口 圭 一	大 6. 4. 5	茨城トヨタ自動車 (株) 副社長	石岡地区通運(株) 常 務取締役 県地方労働委員会使用 者委員 14期	西茨城郡友部町平町 1470 水戸(31)1181(会社)
岩 崎 忠 正	大 3. 11. 22	日立電鉄(株) 取 締役勤労部長	日立電鉄(株) 総務部 次長 県地方労働委員会使用 者委員 4期	日立市鮎川町6丁目 8—15 日立(22)2161(会社)
飯 塚 一 雄	大 11. 2. 23	(株)日立製作所 日立工場副工場長	(株)日立製作所日立 工場勤労部長 県地方労働委員会使用 者委員 2期	日立市会瀬町4丁目 8—8 日立(21)1111(会社)
河 野 博 式	昭 4. 1. 1	日本鉦業(株) 日 立鉦業所総務部長	日本鉦業(株) 日立鉦 業所総務部本山総務課 長, 県地方労働委員会 使用者委員 1期	日立市宮田町 1—1—6 日立(22)0111(会社)
長谷川 正 三	大 3. 1. 27	県文化福祉事業団 専務理事	茨城新聞編集局長 県地方労働委員会公益 委員 7期	水戸市千波町1223 水戸(41)1166(事務所)
宇 野 文 恵	大 8. 8. 15	県労働福祉中央会 会長	県労連議長 県地方労働委員会労働 者委員 7期	勝田市市毛原坪 885—30 水戸(31)3503(中央会)
吉 田 伊 重	昭 6. 3. 5	関東鉄道労働組合 書記長	鹿島参宮鉄道労働組合 副執行委員長 県地方労働委員会労働 者委員 1期	新治郡八郷町 柿岡2128 石岡(2)4108(組合)
渡 辺 一 男	昭 6. 3. 6	逸見木材 (株)	常磐茨城炭鉦労組副組 合長 県地方労働委員会労働 者委員 1期	いわき市錦町 字原田183
森 川 平 吉	大 7. 3. 15	日本鉦業(株)本社	日本鉦業(株) 日立鉦 業所副所長 県地方労働委員会使用 者委員 1期	東京都練馬区 東大泉357 東京(582)2111(会社)
武 笠 克 己	大 6. 7. 1	県地方労働委員会 事務局長	農地管理課長	水戸市松が丘2丁目 5—48
芦 田 恭 夫	大 2. 12. 17	県地方労働委員会 事務局次長兼庶務 課長	県西地方県民室次長	水戸市見和町654—13

石 川 正 夫	大 2.10.30	県地方労働委員会 事務局主査兼調整 課長	県地方労働委員会事務 局主査兼審査課長	水戸市根本3丁目 806—1
山 崎 哲 男	大 9.4.14	県地方労働委員会 事務局主査兼審査 課長	県地方労働委員会事務 局調整課主幹	勝田市春日町2の10
虎 口 一 郎	大 10.11.22	県地方労働委員会 事務局庶務課主幹	世話課援護第二係主幹	水戸市赤塚町38

回 県政の総覧 ～ 県民の六法 回

茨 城 県 報

茨城県の行政機構、財政、農林、水産、商工、観光、土木、衛生、労働、公安、教育、文化、民生等あらゆる行政にわたる県民の権利、自由もしくは利害に、直接間接関係のある条例、規則、告示、公告等は、いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動、日常生活のため必要であり、ぜひ知ってもらわねばならないので、県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は、茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部文書課までお申し込み下さい。購読料は、昭和47年4月1日から送料とも1ヵ月300円です。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1ヵ月）
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 3 0 0 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人
発行所 茨 城 県

印刷所 茨 城 県 印 刷 所